

# 一 景観法・武雄市景観条例に基づく届出手続きについて

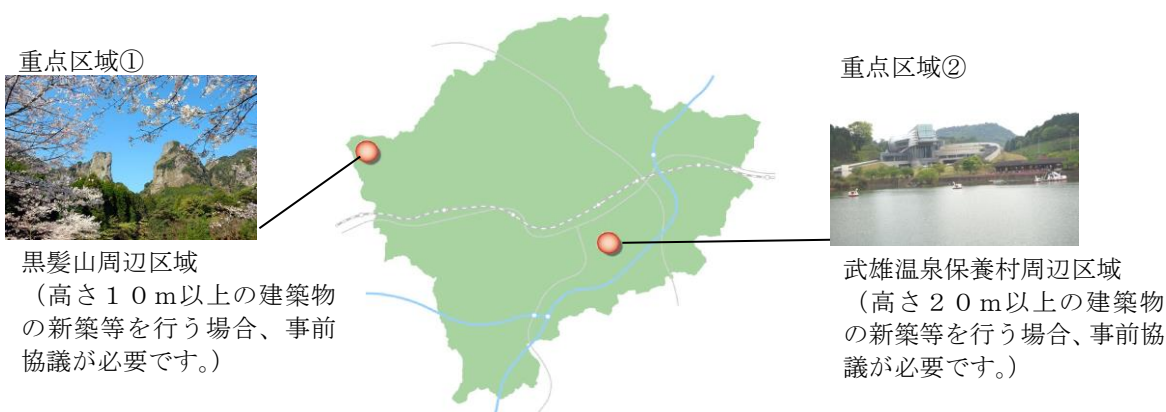
武雄市まちづくり部都市計画課

武雄市では、市内にある貴重な自然・歴史的文化的景観の保全や良好な景観を創造するために、「武雄市景観条例」と、景観法（平成16年制定）に基づく「武雄市景観計画」を制定しました。

平成20年7月1日以降、景観計画区域（武雄市全域）内において一定の規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、開発等の行為をしようとする場合には、**工事着手の30日前までに武雄市（都市計画課）**への届出が必要となります。（届出提出部数：1部）

## 1. 届出の対象となる地域

**武雄市全域**において、「2. 届出に必要な行為」に掲げる行為を行う場合、武雄市に届出が必要となります。また、**景観計画重点区域**において、一定の高さを超える建築物の建築の際は、武雄と事前協議が必要です。



## 2. 届出が必要な行為

武雄市全域において、次の行為を行う場合、あらかじめ武雄市に届出が必要です。また、届出の内容を変更する場合にも同様に変更の届出が必要です。（景観法では、届出が受理された日から30日を経過しなければ当該行為に着手することができません。また、建築物や工作物については、90日まで延長される場合があります。）

規 模	行為の内容
<b>《建築物》</b> 1 最高の高さが10mを超えるもの 2 延べ面積が1000㎡を超えるもの	新築（新設）、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替又は色彩の変更をいう。）でその修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1以上のもの
<b>《工作物》</b> 1 高さが6mを超える煙突、排気塔その他これらに類するもの 2 高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 3 高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの 4 高さが5mを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの 5 幅員が10mを超え、又は延長が20mを超える橋りょうその他これらに類するもの	

《その他》

- 1 延べ面積が1000㎡以上の土地の区画形質の変更を伴う開発《景観法第16条第1項第3号》
- 2 延べ面積が1000㎡以上の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更《景観法施行令第4条第1項第1号》
- 3 延べ面積が1000㎡以上又は高さ5mを超える屋外における土石、廃棄物再生資源その他の物件のたい積で60日を越えて継続するもの《景観法施行令第4条第1項第4号》

3. 届出に必要な書類等

※届出部数は、1部です。

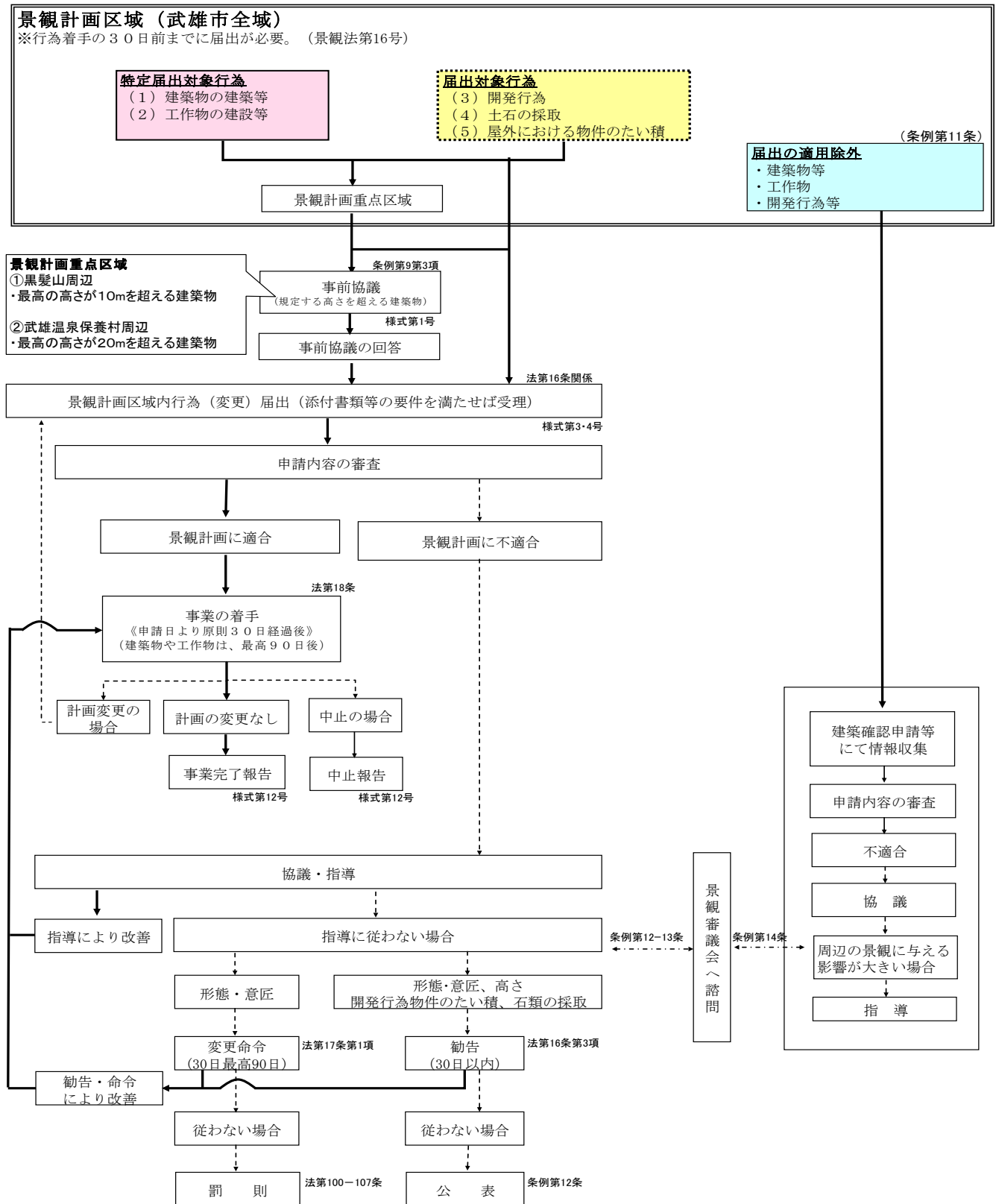
行為の種類 図書の種類	建築物の建築等 (重点区域における事前協議)	建築物の建築等	工作物の建設等	・開 発 行 為 ・土石等の採取 ・土石等のたい積
(1) 事前協議書	○			
(2) 行為の届出書		○	○	○
(3) 委任状	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
(4) チェックリスト	○	○	○	○
(5) 位置図(付近見取図)	○	○	○	○
(6) 配置図	○	○	○	
(7) 外部仕上げ表	○	○	○	
(8) 現況平面図	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	○
(9) 着色立面図	○	○	○	
(10) 外溝図	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	
(11) 周辺状況写真	○	○	○	○
(12) 設備配置図	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	
(13) 植栽配置図	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	
(14) 設計図(設計概要書)	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
(15) 計画平面図				○
(16) 現況断面図				○
(17) 計画断面図				○
(18) その他	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて

※建築確認許可申請を行う場合、「建築確認に伴う付属調書」及び「排水処理計画書」を武雄市に提出してください。(1部)

- (1) **建築物の建築に係る事前協議書** (武雄市景観条例施行規則様式第1号)
- ア) 届出をしようとする日の15日前までに協議書を提出してください。
  - イ) 協議者の欄には、当該行為をしようとする者の氏名及び住所を記入してください。ただし、法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。
  - ウ) 行為の場所は、地名地番を記入してください。
  - エ) 区域の別は、黒髪山周辺若しくは、武雄温泉保養村周辺のうちから該当するものに印(レ)を記入してください。
  - オ) 建築物の概要において、外壁の色彩のマンセル値の記入が困難な場合は、色彩が分かるように参考図書を添付してください。
  - カ) 予定工期については、当該行為の着工予定日及び完了予定日を記入してください。
- (2) **景観計画区域内における行為の届出書** (武雄市景観条例施行規則様式第3号)
- ア) 届出者の欄には、当該行為をしようとする者の氏名及び住所を記入してください。ただし、法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。
  - イ) 行為の場所は、地名地番を記入してください。
  - ウ) 届出対象行為の種類に基づき行為の内容を記入してください。
  - エ) 建築物の概要において、外壁の色彩のマンセル値の記入が困難な場合は、色彩が分かる参考図書を添付してください。
  - オ) 景観計画重点区域において事前協議を行った場合、届出日を記入してください。
  - カ) 行為の期間については、当該行為の着工予定日及び完了予定日を記入してください。
  - キ) 設計者については、当該行為の設計をした者の氏名及び住所を記入してください。ただし、法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。必ず担当者名を記入してください。
  - ク) 施工者は、当該行為を施行する者の氏名及び住所を記入してください。ただし、法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。必ず担当者名を記入してください。また、未定の場合は、氏名の欄に「未定」と記入してください。
- (3) **委任状**
- ア) 設計者等の代理人が届出書を提出する場合に必要です。
  - イ) 設計者等の代理人が届出書類を訂正する場合には必ず必要です。
- (4) **景観形成チェックリスト**
- ア) 当該届出の対象となる行為全てにおいて、当該行為が景観形成に配慮したか景観形成チェックリストに記入してください。「1. 基本的事項」及び該当する行為の該当する項目に記入してください。また、重点区域において、一定の高さを超える建築物の建築等を行う場合は、追加項目がありますのでご注意ください。
- (5) **位置図** (付近見取図)
- ア) 縮尺2500分の1以上の図面に、当該行為を行う敷地の位置及びその周辺の状況を表示してください。
  - イ) 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「行為地」と明記し、周辺との関係がわかるように行為の場所を朱記してください。
- (6) **配置図**
- ア) 縮尺100分の1以上の平面図に、当該届出の対象となる建築物の位置又は工作物の位置を表示してください。
- (7) **外部仕上げ表**
- ア) 屋根や外壁などの仕上げが分かるものを添付してください。建築確認申請の際に提出する仕上げ表と同様のものを提出されても結構です。

- (8) **現況平面図**
- ア) 建築物の建築等又は工作物の建設等にあつては、当該行為を行う敷地全体の現況がわかる縮尺100分の1以上の平面図を提出してください。
  - イ) 開発行為、土石等の採取等及び屋外における物件の堆積にあつては、当該行為を行う敷地全体の現況がわかる平面図を提出してください。
- (9) **立面図**
- ア) 縮尺50分の1以上で3面以上の立面図を提出してください。
  - イ) 上記の立面図における建築物又は工作物には彩色を施してください。なお、彩色が困難な場合は、色彩が分かる参考図書を添付してください。
- (10) **外構図**
- ア) 建築物又は工作物の同一敷地内において外構の整備を行う場合は、当該外構整備を行う位置及び形態・意匠を表示する縮尺200分の1以上の図面を提出してください。位置等を配置図に表示できる場合は、配置図を利用されても結構です。
- (11) **周辺状況写真**
- ア) 当該行為を行う敷地全体及び当該敷地の周辺の状況がわかる写真を、原則3点以上提出してください。
  - イ) 上記の写真については、A4用紙に貼付または印刷したもので提出してください。
  - ウ) 写真撮影位置、方向について、提出する図面（現況平面図等）に記入してください。その他別に作成した図面で提出されても結構です。
- (12) **設備配置図**
- ア) 建築物又は工作物の同一敷地内で設備（ゴミ置き場、駐輪場、駐車場、受水槽等を含む。）を設ける場合は、当該設備の位置を表示する縮尺200分の1以上の図面を提出してください。配置図に表示できる場合は、配置図を利用されても結構です。
- (13) **植栽配置図**
- ア) 当該届出の対象となる建築物又は工作物の同一敷地内で植栽する場合は、当該植栽の位置及び植栽する樹種を表示する縮尺200分の1以上の図面を提出してください。位置等を配置図に表示できる場合は、配置図を利用されても結構です。
- (14) **設計図（設計概要書）**
- ア) 当該届出の対象となる行為が建築物の建築等にあつては、建築確認の際に提出する建築計画概要書を提出してください。
  - イ) 工作物の種別、配置、高さ（見え高）、延長等を明記した、造成計画図、排水計画図等を提出してください。
  - ウ) 開発行為にあつては、設計又は施行方法を明らかにする縮尺100分の1以上の図面を提出してください。
  - エ) 土石等の採取等にあつては、当該行為の内容を明らかにする縮尺100分の1以上の図面を提出してください。
  - オ) 屋外における物件の堆積にあつては、当該行為の内容を明らかにする縮尺100分の1以上の図面を提出してください。
- (15) **計画平面図**
- ア) 当該行為の内容を明らかにする縮尺100分の1以上の図面を提出してください。
- (16) **現況断面図**
- ア) 行為の場所を明らかにする縮尺100分の1以上の図面を提出してください。
- (17) **計画断面図**
- ア) 当該行為の内容を明らかにする縮尺100分の1以上の図面を提出してください。
- (18) **その他**
- ア) 状況により他の資料が必要な場合がありますので、担当者と協議をお願いします。

#### 4. 届出の手続きフロー



建築確認申請等  
にて情報収集

↓

申請内容の審査

↓

不適合

↓

協議

↓

周辺の景観に与える  
影響が大きい場合

↓

指導

## 5. 届出対象行為に係る基準（武雄市全域）

### （1）基本的事項

項目	規制又は措置の基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第5章 良好な景観の形成に関する方針」における「基本方針」に沿ったものとするよう努めること。</li> <li>●行為の制限の対象となる行為はその規模が大きいものであり、行為地周辺の景観に与える影響が大きいことから、次のとおり、周辺地区における景観の特徴に調和させることを重視するとともに、地区の景観の特徴を伸張させる要素の導入や敷地内の緑化など、当該行為が良好な景観の形成に寄与するよう努めること。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①山林や果樹園が広がる地区においては、山林等の色彩や稜線などの地形要素となじませるなど、周囲と調和した景観を形成する。</li> <li>②水田、畑、農業集落などが広がる地区においては、色彩やスケール感を周囲となじませるなど、落ち着きとゆとりのある景観を形成する。</li> <li>③住宅地や家屋が連担する集落においては、色彩やスケール感を周囲となじませ調和を図るほか、親しみやすいデザインの導入により、市民の日常の生活空間にふさわしい景観を形成する。</li> <li>④商業系市街地においては、賑わいを演出するデザインを基本とし、けばけばしい色彩を避けるなど、一定の品格のある景観を形成する。</li> <li>⑤工場や流通業務施設が集積する地区においては、周囲との調和を基本とし、親しみやすく、活力を感じさせる景観を形成する。</li> <li>⑥景観資源となる歴史的建造物等の近傍では、建築物や工作物は当該資源との連続性に配慮し、当該資源に調和する色彩や素材を用いて景観を保全する。</li> <li>⑦高速自動車道のインターチェンジ・ジャンクション、鉄道駅の周囲においては、景観阻害につながる工作物等の抑制などにより、都市・地域の玄関口としての良好な景観を形成する。</li> </ol>

### （2）建築物の建築等、工作物の建設等

項目	規制又は措置の基準
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路・隣地間の距離を確保し敷地に対してゆとりある配置とすること。</li> <li>●道路などの公共的空間からの眺望を確保するため、稜線の切断や背景との調和を乱すことのないよう位置及び規模に配慮すること。</li> <li>●一つの敷地に複数の建築物や工作物を設ける場合は、施設間の調和を図るとともに周辺の優れた景観と調和するよう配慮をすること。</li> </ul>

形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物等との連続性を考慮して、地域全体としての調和を図ること。</li> <li>●山間部に立地する建築物等は、丘陵地、屋敷林、山並みを意識し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観や山からの眺望景観に配慮すること。</li> <li>●大規模な建築物の外壁は、圧迫感を感じさせないような色彩や素材を使用し、目地等による分節化を図ること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法令に定めのある場合を除き、原色及び周辺環境から突出した色彩を用いないこと。</li> <li>●基調色は、原色やけばけばしい色の使用をさげ、落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いることとし、高明度・高彩度のものは使用しないこと。</li> <li>●色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</li> <li>●公共的空間からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。</li> </ul>
敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内は、安全性を確保したうえで周辺の優れた景観との調和に配慮し、可能な限り植樹や生垣等による緑化に努めること。</li> <li>●敷地内に優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。</li> </ul>
付属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外階段や高架水槽などの付属設備を設置する場合は、全体の美観を整えるため、配置や形態、色彩を工夫し本体との調和を図ること。</li> <li>●駐車場や駐輪場は、生垣や緑化フェンスなどで目立たないよう工夫すること。</li> <li>●建築物に付属するごみ置き場は、建築物の内部に組み込むか建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで遮蔽すること。</li> <li>●防犯に必要な照明装置を除き、動植物の生態系などの自然環境への影響、省エネルギー化などの地球環境の保全に配慮し、適正な照明環境を形成すること。</li> </ul>

(3) 土地の区画形質の変更を伴う開発

項目	規制又は措置の基準
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現況の区画形質を可能な限り活用し、長大な法面や擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合、法面は植栽等において緑化に努め、擁壁は周辺景観と調和する形態及び素材とすること。</li> <li>●大規模な皆伐を避け、周辺の優れた景観を保全すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内に優れた樹木がある場合は、保存又は移植に努めること。</li> <li>●周辺の植生と調和するよう植樹や植栽を行い修景緑化に努めること。</li> </ul>

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	規制又は措置の基準
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な土石の採取又は鉱物の掘採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺の優れた景観を保全するよう配慮すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地の周囲を植栽又は塀などで遮へい措置を講じるなど、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。</li> <li>●行為後、速やかに周辺の植生と調和した緑化等を行うこと。</li> </ul>

(5) 屋外における土石、廃棄物その他の物件のたい積

項目	規制又は措置の基準
位置・規模	●公共的空間から容易に望見できない位置、規模とすること。
方法	●高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件のたい積を行うこと。
その他	●敷地の周囲を植栽又は塀などで遮へい措置を講じるなど、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。

(6) 景観計画重点区域（黒髪山周辺）

①建築物の建築等、工作物の建設等

項目	規制又は措置の基準
位置・規模	●公共的空間から見る黒髪山の眺望を妨げないよう位置、規模及び高さに配慮すること。
高さ	●建築物の高さは、10メートル以下となるように努めること。10メートルを超えて建築物の新築、増築、改築を行う場合は、あらかじめ協議を行わなければならない。
形態・意匠	●稜線の切断や自然景観との調和を乱さないように努めること。
色彩	●季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材と共通する色彩を基調とすること。
付属設備	●防犯に必要な照明装置を除き、動植物の生態系などの自然環境の保全を阻害しないよう景観照明の抑制に努めること。

②土地の区画形質の変更を伴う開発

項目	規制又は措置の基準
方法	●現況の区画形質を十分活用し、山の輪郭線等に大きな影響を与える掘削などは行わないこと。
その他	●植樹や植栽など自然的な景観に向けた修景緑化に努めること。

(7) 景観計画重点区域（武雄温泉保養村周辺）

①建築物の建築等、工作物の建設等

項目	規制又は措置の基準
位置・規模	●やすらぎと広がりのある自然空間を確保するため、公共的空間から見るオープンスペースを妨げないよう位置、規模及び高さに配慮すること。
高さ	●建築物の高さは、20メートル以下となるように努めること。20メートルを超えて建築物の新築、増築、改築を行う場合は、あらかじめ協議を行わなければならない。
形態・意匠	●稜線の切断や自然景観との調和を乱さないように努めること。
色彩	●季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材と共通する色彩を基調とすること。
付属設備	●防犯に必要な照明装置を除き、動植物の生態系などの自然環境の保全を阻害しないよう過剰な明るさの景観照明の抑制に努めること。 ●温かみや落ち着きある光源を使用し夜間景観の演出効果が高い照明方法を工夫すること。





様式第3号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

武雄市長 殿

住所（法人にあつては所在地）

届出者

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

㊟

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。

1 行為の場所					
2 届出対象行為の種類、設計又は施行方法	届出対象行為	届出対象行為の内容			
	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	分 区	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		用途	高さ	階数	
			m	階	
		敷地面積	延べ面積		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相( )/明度( )/彩度( )		
			強調色 色相( )/明度( )/彩度( )		
	屋根色 色相( )/明度( )/彩度( )				
	(事前協議案件の場合)		事前協議書届出日： 年 月 日		
(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区 分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
	用途	築造面積			
		m <sup>2</sup>			
	高さ	m			
	外観色彩のマンセル値	外観基本色 色相( )/明度( )/彩度( )			
許可等を取得する他法令の名称					



様式第4号（第3条関係）

景観計画区域における行為の変更届出書

年 月 日

武雄市長 殿

住所（法人にあつては所在地）  
届出者  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
④

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。

1 届出年月日		年 月 日	
2 行為の場所		武雄市	
3 変更する設計又は施行方法	変更事項		
	変更の内容	変更前	
		変更後	
4 変更理由			
5 変更部分に係る行為の着手予定日		6 変更部分に係る行為の完了予定日	
7 設計者	住 所		
	氏 名		
	担当者名	電話番号	

（注意）設計又は施行方法の変更の内容がわかる書類及び図書を添付してください。

様式第12号（第10条関係）

行為の完了・中止報告書

年 月 日

武雄市長 殿

住所（法人にあつては所在地）  
申請者  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
④

届け出た行為を（完了・中止）したので、武雄市景観条例等施行規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 届出年月日	年 月 日
2 行為の場所	武雄市
3 着手年月日	年 月 日
4 完了・中止年月日	年 月 日
5 完了写真添付 ・ 中止の理由	

## 景観形成チェックリスト

### 1. 基本的事項

(1 / 2)

項目	景観形成の基準	チェック欄	
共通事項	周辺地区における景観の特徴に調和させることを重視するとともに、地区の景観の特徴を伸張させる要素の導入や敷地内の緑化など、良好な景観の形成に寄与するよう努めること。	<input type="checkbox"/>	

### 2. 建築物の建築等、工作物の建設等

項目	景観形成の基準	チェック欄	
位置・規模	●道路・隣地間の距離を確保し敷地に対してゆとりある配置とすること。	<input type="checkbox"/>	
	●道路などの公共的空間からの眺望を確保するため、稜線の切断や背景との調和を乱すことのないよう位置及び規模に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
	●一つの敷地に複数の建築物や工作物を設ける場合は、施設間の調和を図るとともに周辺の優れた景観と調和するよう配慮をすること。	<input type="checkbox"/>	
形態・意匠	●建築物等との連続性を考慮して、地域全体としての調和を図ること。	<input type="checkbox"/>	
	●山間部に立地する建築物等は、丘陵地、屋敷林、山並みを意識し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観や山からの眺望景観に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
	●大規模な建築物の外壁は、圧迫感を感じさせないような色彩や素材を使用し、目地等による分節化を図ること。	<input type="checkbox"/>	
色彩	●法令に定めのある場合を除き、原色及び周辺環境から突出した色彩を用いないこと。	<input type="checkbox"/>	
	●基調色は、原色やけばけばしい色の使用をさげ、落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いることとし、高明度・高彩度のものは使用しないこと。	<input type="checkbox"/>	
	●色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
	●公共的空間からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。	<input type="checkbox"/>	
敷地	●敷地内は、安全性を確保したうえで可能な限り植樹や生垣等による緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	●敷地内に優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。	<input type="checkbox"/>	
付属設備	●付属設備を設置する場合は、全体の美観を整えるため、配置や形態、色彩を工夫し本体との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>	
	●駐車場や駐輪場は、生垣や緑化フェンスなどで目立たないよう工夫すること。	<input type="checkbox"/>	
	●ごみ置き場は、建築物の内部に組み込むか建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで遮蔽すること。	<input type="checkbox"/>	
	●防犯に必要な照明装置を除き、動植物の生態系などの自然環境への影響、省エネルギー化などの地球環境の保全に配慮し、適正な照明環境を形成すること。	<input type="checkbox"/>	

3. 土地の区画形質の変更を伴う開発行為

(2/2)

項目	景観形成の基準	チェック欄	
方法	●現況の区画形質を可能な限り活用し、長大な法面や擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合、法面は植栽等において緑化に努め、擁壁は周辺景観と調和する形態及び素材とすること。	<input type="checkbox"/>	
	●大規模な皆伐を避け、周辺の優れた景観を保全すること。	<input type="checkbox"/>	
その他	●敷地内に優れた樹木がある場合は、保存又は移植に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	●周辺の植生と調和するよう植樹や植栽を行い修景緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>	

4. 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成の基準	チェック欄	
方法	●大規模な土石の採取又は鉱物の掘採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺の優れた景観を保全するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
その他	●敷地の周囲を植栽又は塀などで遮へい措置を講じるなど、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。	<input type="checkbox"/>	
	●行為後、速やかに周辺の植生と調和した緑化等を行うこと。	<input type="checkbox"/>	

5. 屋外における物件等の集積・貯蔵

項目	景観形成の基準	チェック欄	
位置・規模	●公共的空間から容易に望見できない位置、規模とすること。	<input type="checkbox"/>	
方法	●高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件のたい積を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
その他	●敷地の周囲を植栽又は塀などで遮へい措置を講じるなど、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。	<input type="checkbox"/>	

6. 景観形成に特に配慮した事項

--

(注1) 景観形成に配慮した項目のチェック欄の□にレ印及び内容を記入してください。

(注2) 景観計画重点区域は、追加のチェック項目があります。

7. 景観計画重点区域（追加項目）

①黒髪山周辺区域

(1) 建築物の建築等、工作物の建設等

項目	景観形成の基準	チェック欄	
規模・位置	●公共的空間から見る黒髪山の眺望を妨げないよう位置、規模及び高さに配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
高さ	●建築物の高さは、10メートル以下となるように努めること。	<input type="checkbox"/>	
形態・意匠	●稜線の切断や自然景観との調和を乱さないように努めること。	<input type="checkbox"/>	
色彩	●季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材と共通する色彩を基調とすること。	<input type="checkbox"/>	
付属設備	●防犯に必要な照明装置を除き、動植物の生態系などの自然環境の保全を阻害しないよう景観照明の抑制に努めること。	<input type="checkbox"/>	

(2) 土地の区画形質の変更を伴う開発行為

項目	景観形成の基準	チェック欄	
方法	●現況の区画形質を十分活用し、山の輪郭線等に大きな影響を与える掘削などは行わないこと。	<input type="checkbox"/>	
その他	●植樹や植栽など自然的な景観に向けた修景緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>	

②武雄温泉保養村周辺区域

(1) 建築物の建築等、工作物の建設等

項目	景観形成の基準	チェック欄	
規模・位置	●やすらぎと広がりのある自然空間を確保するため、公共的空間から見るオープンスペースを妨げないよう位置、規模及び高さに配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
高さ	●建築物の高さは、20メートル以下となるように努めること。	<input type="checkbox"/>	
形態・意匠	●稜線の切断や自然景観との調和を乱さないように努めること。	<input type="checkbox"/>	
付属設備	●防犯に必要な照明装置を除き、動植物の生態系などの自然環境の保全を阻害しないよう過剰な明るさの景観照明の抑制に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	●温かみや落ち着きある光源を使用し夜間景観の演出効果が高い照明方法を工夫すること。	<input type="checkbox"/>	

(注) 景観形成に配慮した項目のチェック欄の□にレ印及び内容を記入してください。



## 8. 建築確認申請に伴う付属調書

武雄市山内町及び北方町以外の町において建築する場合の付属調書：武雄市都市計画課へ提出

# 建築確認申請に伴う付属調書

受付年月日 平成 年 月 日 武市都建第 号

建築主	住所							TEL	-	-
	氏名									
設計者	住所							TEL	-	-
	氏名									
建築場所		武雄市	町大字	字	番地	地目				
建築物の概要		工事種別				建築の用途				
		最高の高さ				延べ面積				
		色彩 (1又は2に○印)	1	外壁の色			屋根の色			
		2	武雄市景観計画を遵守し周辺環境に適した色彩を使用します。							
地域地区等	都市計画区域	区域内 ・ 区域外								
	用途地域	1低・2低・1中高・2中高・1住・2住・準住・近商・商・準工・指定なし								
	防火地域等	法22条 ・ 指定なし								
	区画整理	区域内 (許可年月日 年 月 日 号)						区域外		
	都市計画施設	内 (許可年月日 年 月 日 号)						区域外		
	排水処理計画	農業集落排水・公共下水道・合併処理浄化槽・汲み取り・既設・排水なし								
道路	種別	国道	県道	市道	里道	開発道路	位置指定	私道		
	巾員									
上記のとおり相違ないことを証明する 都市計画課長 (印)										
道路	4 m 未満の道路の築造	昭和25年		以前 ・ 以後 ・ 不明						
		都市計画区域指定		以前 ・ 以後 ・ 不明						
	側溝	有 (24条許可年月日 年 月 日 号)						無		
	境界査定	済 (平成 年 月 日 号)						未決 無		
	法敷占用等	有 (平成 年 月 日 号)						無		
公用水面川	境界査定	済 (平成 年 月 日 号)						未決 無		
	護岸	有 (許可年月日 年 月 日 号)						無		
	橋梁占用等	有 (許可年月日 年 月 日 号)						無		
	その他									
上記のとおり相違ないことを証明する 建設課長 (印)										
指導意見等										

# 建築確認申請に伴う付属調書

受付年月日 平成 年 月 日 武市北ま第 号

建築主	住 所	TEL - -							
	氏 名								
設計者	住 所	TEL - -							
	氏 名								
建 築 場 所		武雄市北方町大字	字	番地	地 目				
建築物の概要		工事種別			建築の用途				
		最高の高さ			延べ面積				
		色彩 (1又は2に○印)	1	外壁の色			屋根の色		
			2	武雄市景観計画を遵守し周辺環境に適した色彩を使用します。					
地域地区等	都市計画区域	区域内		・	区域外				
	用途地域	1低・2低・1中高・2中高・1住・2住・準住・近商・商・準工・指定なし							
	防火地域等	法22条 ・ 指定なし							
	区画整理	区域内(許可年月日 年 月 日 号)					区域外		
	都市計画施設	内(許可年月日 年 月 日 号)					区域外		
	排水処理計画	農業集落排水・公共下水道・合併処理浄化槽・汲み取り・既設・排水なし							
道 路	種 別	国道	県道	市道	里道	開発道路	位置指定 私有		
	巾 員								
	4 m 未満の 道路の築造	昭和25年 以前 ・ 以後 ・ 不明							
		都市計画区域指定 以前 ・ 以後 ・ 不明							
	側 溝	有(24条許可年月日 年 月 日 号)					無		
	境界査定	済(平成 年 月 日 号)					未決 無		
法敷占用等	有(平成 年 月 日 号)					無			
公 河 用 水 面 川	境界査定	済(平成 年 月 日 号)					未決 無		
	護 岸	有(許可年月日 年 月 日 号)					無		
	橋梁占用等	有(許可年月日 年 月 日 号)					無		
	そ の 他								
<p>上記のとおり相違ないことを証明する  武雄市北方支所まちづくり課長 (印)</p>									
指 導 意 見 等									

# 建築確認申請に伴う付属調書

受付年月日 平成 年 月 日 武市山ま第 号

建築主	住所	TEL - -								
	氏名									
設計者	住所	TEL - -								
	氏名									
建築場所		武雄市山内町大字	字	番地	地目					
建築物の概要		工事種別				建築の用途				
		最高の高さ				延べ面積				
		色彩 (1又は2に○印)	1	外壁の色			屋根の色			
			2							
地域地区等	都市計画区域	区域内 ・ 区域外								
	用途地域	1低・2低・1中高・2中高・1住・2住・準住・近商・商・準工・指定なし								
	防火地域等	法22条 ・ 指定なし								
	区画整理	区域内(許可年月日 年 月 日 号)					区域外			
	都市計画施設	内(許可年月日 年 月 日 号)					区域外			
	排水処理計画	農業集落排水・公共下水道・合併処理浄化槽・汲み取り・既設・排水なし								
道路	種別	国道	県道	市道	里道	開発道路	位置指定	私道		
	巾員									
	4m未満の道路の築造	昭和25年 以前 ・ 以後 ・ 不明								
		都市計画区域指定 以前 ・ 以後 ・ 不明								
	側溝	有(24条許可年月日 年 月 日 号)						無		
	境界査定	済(平成 年 月 日 号)					未決	無		
法敷占用等	有(平成 年 月 日 号) 無									
公河水面川	境界査定	済(平成 年 月 日 号)					未決	無		
	護岸	有(許可年月日 年 月 日 号)						無		
	橋梁占用等	有(許可年月日 年 月 日 号)						無		
	その他									
<p>上記のとおり相違ないことを証明する                  武雄市山内支所まちづくり課長 (印)</p>										
指導意見等										

9. 建築確認申請に伴う排水処理計画書

## 排水処理計画書

1. 処理計画

処理計画概要

見取図（排水経路を図示すること）

2. 関係者の同意

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

3. 申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(1) **建築確認に伴う付属調書**

- ア) 建築物等の確認申請を行う場合、あらかじめ武雄市に「建築確認に伴う付属調書」を提出してください。(1部)
- イ) 建築される場所によって、建築確認に伴う付属調書の様式と申請先が異なりますのでご注意ください。

申請先

- ・武雄市山内町に建築される場合：武雄市山内支所 まちづくり課
- ・武雄市北方町に建築される場合：武雄市北方支所 まちづくり課
- ・上記以外に建築される場合：武雄市まちづくり部 都市計画課

- ウ) 建築主及び設計者の住所、氏名を記入してください。ただし、法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。
- エ) 建築の場所は、地名地番を記入してください。
- オ) 建築物の概要において、外壁等の色彩が、決定している場合は、1を○印で囲み、マンセル値で記入してください。困難な場合は、色彩が分かるように参考図書を添付してください。
- また、未決定の場合、2を○印で囲み、色彩を決定する際、武雄市景観計画を遵守し周辺環境に適した色彩を使用してください。
- カ) 確認申請は、**正**及び**副**(武雄市控用)の2部提出してください。**正**については、「建築確認に伴う付属調書」と一緒にお返しいたします。(証明は、3～4日要します)
- キ) 「建築確認に伴う付属調書」の証明を付して建築主事等へ本申請を行って下さい。

(2) **「排水処理計画書」**

- ア) 建築物等の確認申請を行う場合、あらかじめ武雄市に「排水処理計画書」を提出してください。(1部)ただし、農業集落排水又は公共下水道に接続される場合は、必要ありません。
- イ) 処理計画概要は、生活雑排水の処理方法及び排水の経路等を記入してください。
- ウ) 見取図は、確認申請に添付される平面図に排水経路が確認できれば別紙でも構いません。
- エ) 関係者の同意は、建築される場所の区長の同意印が必要です。

□問い合わせ先□

武雄市役所 まちづくり部 都市計画課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1

Tel 0954-23-9418 (直) / Fax 0954-23-9419

e-mail : toshi@city.takeo.lg.jp